

熊本県の農業分野における特定技能外国人の受入れ

—JA阿蘇及びJAやつしろの選果場に注目して—

深川博史^{*1} 水野敦子^{*2}

Utilization of Specified Skilled Workers in the Agricultural Sector of Kumamoto Prefecture: Focusing on the Joint Sorting Centers of JA Aso and JA Yatsushiro

Hiroshi FUKAGAWA, Atsuko MIZUNO

Abstract

This paper examines how the employment of foreign Specified Skilled Workers (SSW) and the use of contractors for dispatching them address labor shortages and seasonal fluctuations in labor demand in the agricultural sector. As a case study, we focus on the sorting centers of JA Aso and Yatsushiro. These centers have faced labor shortages due to a decline in the local population, and increase in the number of elderly retirees, despite the rising crop yields made possible by hiring SSWs. The utilization of SSWs has helped to alleviate these labor shortages. Furthermore, the dispatching and outsourcing of SSWs has contributed to equalizing the workload. As population aging is expected to continue, replacing the workforce with SSWs seems inevitable. However, the economic growth of Southeast Asian countries has made it more challenging to secure such workers. In addition, SSWs are permitted to change workplaces within the same occupation, leading some to move to the Kanto region, where wages are higher. In response, both JA organizations have implemented systems to raise wages for SSWs, and JA Aso is additionally working to retain workers by improving accommodations. Such initiative will become increasingly necessary in rural farming communities in the future.

Keywords: Specified Skills Workers (SSWs), Cultivation agriculture, Kumamoto Prefecture, JA Aso, JA Yatsushiro

1. はじめに

『食料・農業・農村白書』(農林水産省 2024a)によると、農村地域では「高齢化・人口減少が進行する中、外国人材を含め生産現場における労働力の確保が重要」とされる。農業就業者のうち、基幹的農業従事者数は2000年の約240万人から2024年の116.4万人へ半減しており、うち65歳以上は79.9万人と7割を占める(農林水産省 2024b)。他方、農業の雇用労働者に占める外国人の比率は、3割を超える。『外国人雇用状況の届け出状況』(厚生労働省 2024a)によると、2023年10月時点で、外国人労働者は約205万人に上る。このうち、農業に就業する外国人は51,423人で、5年前の2018年から約66%増えた。うち、技能実習生が30,171人58.7%、2019年より受け入れ可能になった特定技能が14,616人28.4%であった。

技能実習制度において農業分野の受け入れ可能業種は、

2業種6作業、(耕種農業の畑作・野菜、施設園芸、果樹の3作業と、畜産農業の養豚、養鶏、酪農の3作業)である(厚生労働省 2024b)。これら農業2業種6作業は、1年間の技能実習1号から最長3年間の技能実習2号、最長5年間の技能実習3号への移行対象業種である。技能実習生は、温暖地の畑作・野菜や施設園芸では、複数年での受け入れが中心となり、技能実習生に依存した農業経営が着実に広まってきた(軍司 2017)。技能実習生は、主に周年作業が可能な温暖地域の畑作・野菜、施設園芸において常雇労働者として導入され規模拡大を可能にしてきた。臨時雇用が不可能ななかで、農閑期に新たな作目の栽培に取り組むなど、労働力需要の季節的変動の平準化も目指されている(水野 2022)。しかし、例えば、施設園芸の技能実習生は、実習作業に実習時間全体の2分の1以上就く必要があり、関連業務(畑作・野菜作業など)、周辺業務(作物の運搬、梱包・出荷作業など)には、実習時間全体の其々2分の1以下、3分の1以下しか就

^{*1} 東海大学文理融合学部教授

^{*2} 九州大学大学院経済学研究院准教授

本論文の執筆に際しては、深川が、統計資料全般の整理、JA阿蘇・JAやつしろへのヒアリング調査を行った。水野は、受入制度改正および東南アジアからの外国人労働者の受入れに関して専門的知識を提供した。調査結果については、深川と水野が共同で検討し考察を加えた。

くことはできない。技能実習生は、途上国に技術を伝える国際貢献を建前としており、実習作業以外の業務に就くには制限があり、その対応には限界があった。2024年6月14日に成立した改正出入国管理法によって、技能実習制度の廃止が決定され、新たに設ける育成就労制度によって、外国人労働者を原則3年で「特定技能」に育成するとされた。

特定技能制度では、通算5年の在留期間、継続雇用だけでなく、1年、6か月又は4か月毎の更新の間に帰国し、通算上限5年まで雇用することが可能である。業務の範囲は、技能実習生より広く、耕種農業では、施設園芸、畑作・野菜などの作業の別がなく、耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別など）と関連業務（加工・運搬・販売など）に就くことが可能となった。ただし、栽培管理を業務に含む必要があり、関連業務を主業務にはできない。また、作業の季節変動の大きい農業と漁業分野のみが、派遣形態により複数の事業体で業務を行うことも認められた。特定技能外国人は、農閑期の帰国を選択でき、関連業務に就くことや、派遣によって農繁期の異なる箇所での就労することが可能となった。これらの変更が、農業部門に特有の労働力需要の季節変動に対する農業経営上の対応を容易すると考えられる。ただし、特定技能は、一定の条件を満たせば、同一分野の業務に限り転職も可能である。政府は、特定技能の運用は、人材が不足している地域の状況に配慮すること、特定技能外国人が大都市圏その他特定の地域に過度に集中して就労することとならないように必要な措置を講じるとしている¹。しかし、日本において外国人は居住期間が長くなると都市部に移動する傾向があることが明らかにされている（Liu 2024）。地方の農業からの、特定技能外国人の転出についても、今後の課題となる可能性がある。

本稿では、熊本県の耕種農業分野における特定技能外国人の雇用について、作業範囲の拡大と派遣形態に着目して、その現状と課題を考察する。熊本県は、農業における外国人労働者の増加が顕著な地域で、農業協同組合による特定技能人材の活用が進んでいる。熊本県農業協同組合中央会は2019年9月に、都道府県レベルの農業協同組合中央会として全国で初めて特定技能の「登録支援機関」に登録された。本稿では、阿蘇農業協同組合（以下、JA 阿蘇）と八代地域農業協同組合（以下、JA やつしろ）の産地間連携を事例として取り上げる。

阿蘇地域は、標高が高く冷涼な気候を生かした野菜作が盛んで、外国人が多数雇用される地域の一つである。阿蘇は、冬の平均気温が氷点下となる気象条件から、県

内平坦地と比較して周年作に制約をうけ、農繁閑期の労働力需要の季節変動が大きい（水野 2022）。一方、平坦地の八代は、比較的に周年作を行いやすく、季節変動は小さい。JA 阿蘇は、2019 年末より県内で初めて特定技能外国人の受入れを開始した（『日本経済新聞』2019 年 4 月 16 日付け夕刊）。また、JA やつしろは、2020 年 12 月に特定技能外国人の受け入れを始めた（『JA-プレスやつしろ』2021 年 1 月号）。受入れは野菜作だけでなく選果場に広がる。選果場の作業は、技能実習では制限があったが、宮入(2022)、特定技能には制限がない。選果場には繁閑期があり、JA 阿蘇と JA やつしろは、労働力不足の解消と労働者の周年作業の実現のため、2022 年 6 月に「業務請負契約」を締結。JA 阿蘇の選果場等におけるトマトの選果・出荷作業を JA やつしろが請負い、雇用している特定技能外国人を同作業に従事させている。

2. 熊本県農業の就業者減少と外国人労働力の受け入れ

熊本県は、2022 年の農業産出額 3,512 億円で全国 5 位、うち野菜の産出額が 1,248 億円で全国 4 位と全国有数の野菜作地域である [農林水産省, 2022]。野菜作は需要地かつ若年人口の移動先である都市部からの至近性に規定されることから、主要な野菜作地域は、構造的に若年労働力不足を抱え、外国人労働力への依存度が高い（軍司 2017）。野菜作地域である熊本県もこの例外ではない。『農林業センサス』によると、熊本県の農業経営体、（うち、個人経営体）は 2000 年の 6.3 万（6.3 万）から 2020 年の 3.4 万（3.3 万）に減少しており、同期間に、個人経営体の農業就業人口は、12.2 万人から 7.2 万人、基幹的農業従事者は、8.9 万人から 6.5 万人へと大幅に減少した（水野 2022）。

一方で、農業雇用、なかでも常雇が増加してきた。熊本県内の農業経営体の雇用状況を見ると（表 1）、2005 年から 2015 年にかけて、常雇を用いた経営体数、雇用者の実人数、延べ人日ともに増加し、2015 年から 2020 年にかけて、経営体数と実人数は減少したものの、一経営体当たりの雇用投下人日は増加している。一方、臨時雇いについては、経営体数、実人数、延べ人日が大幅な減少傾向にある。常用、臨時の別に延べ人日の推移を比較すれば、臨時雇用に代わり常雇が増加している。また、一人当たりの雇用日数をみれば、2020 年の常雇の年間 226 日（月 22.6 日として約 10 か月）に対して、臨時雇用は同 23 日に過ぎない。臨時雇用ではカバーできない農繁期の労働力需要を、常用雇用の長期化により補っている

¹ 同方針は、2018 年 12 月 25 日に閣議決定、2024 年 3 月 29 日に一部改訂された（法務省 2024）。

ことが窺える。常雇の増加と雇用期間の長期化は外国人労働者の増加によるところが大きい（水野 2022）。

『農業構造基本調査』（農林水産省 2024b）によれば、2024 年時点の熊本県における農業経営体（個人経営体）の基幹的農業従事者は 41.3 千人であり、2000 年センサスの 5.5 万人から 1.3 万人以上減少した。基幹的農業従事者が減少するなかで、外国人労働者は増えている。農業における外国人雇用者数は 2014 年の 1,339 人から、2023 年の 4,616 人へと増加した（表 2）。このように、熊本県では農業経営体、農業就業人口が減少する一方で、常用雇用の労働者は増加しており、なかでも外国人労働者の雇用が増加している。このことは、外国人労働者の受入れの中心となっている畑作での経営規模の拡大を可能にしている²。

表 1 熊本県における農業経営体の雇用状況（2005-2020 年）

調査年		2005	2015	2020
常雇い	経営体数	1,039	2,216	1,775
	実人数	3,926	7,664	6,318
	延べ人日	721,524	1,524,448	1,424,753
	人/経営体	3.8	3.5	3.6
	人日/経営体	694	688	804.3
	日/人	184	199	226
臨時雇い (手伝い 等を含む)	経営体数	15,663	11,125	5,224
	実人数	93,566	61,182	32,777
	延べ人日	1,153,612	941,286	764,557
	人/経営体	6.0	5.5	6.3
	人日/経営体	74	84	146
	日/人	12	15	23
合計	経営体数	16,080	12,081	6,392
	延べ人日	1,875,136	2,456,734	2,189,310
	人日/経営体	117	203	342.5

出所) 農林水産省『農林業センサス報告書』（各年版）より作成。

熊本県では外国人労働者の 25.3%が農林業に雇用されており、そのうち 78.3%が技能実習生である。農業の技能実習生認可数は、2024 年 3 月現在、茨木県に次いで全国 2 位で、全国の約 11%を占める（表 3）。技能実習生に占める農業分野の比率は、熊本県が 34.6%と全国 1 位である。認可数上位道県は、北海道を除いて何れも耕種農業の割合が高く、熊本は、その傾向が顕著である。耕種農業 3 作業（畑作・野菜、施設園芸、果樹）のうち、受け入れ作業の殆どが、畑作・野菜または施設園芸である。

2019 年 4 月より受け入れ可能になった特定技能の農業

での雇用数は、技能実習生と比較して少ないものの急増している。2023 年 10 月時点で、農林業に雇用される外国人の 21.3%を占める。特定技能は、コロナ禍で帰国できない技能実習生が 2 号からの後継資格として特定技能を選択し、一時、急増したが、コロナ後は外国からの特定技能受験者が増えている。

表 2 熊本県の外国人労働者数

単位：人（%）

年	全産業計	技能実習生	特定技能	農業・林業	構成比	
					技能実習	特定技能
2014	4,419 (100.0)	2,493 (56.4)	-	1,339 (30.3)	1,298 (29.4)	-
2015	5,159 (100.0)	2,746 (53.2)	-	1,538 (29.8)	1,490 (28.9)	-
2016	6,422 (100.0)	3,495 (61.4)	-	1,951 (30.4)	1,911 (29.8)	-
2017	7,743 (100.0)	4,527 (58.5)	-	2,348 (29.2)	2,344 (30.3)	-
2018	10,155 (100.0)	6,295 (58.3)	-	2,966 (29.5)	2,918 (28.7)	-
2019	12,345 (100.0)	7,980 (64.6)	10 (0.1)	3,424 (27.7)	3,359 (27.2)	10 (0.1)
2020	12,928 (100.0)	8,500 (65.7)	183 (1.4)	3,585 (27.7)	3,428 (26.5)	102 (0.7)
2021	13,013 (100.0)	7,734 (59.4)	557 (4.3)	3,465 (26.6)	3,090 (26.6)	283 (2.2)
2022	14,522 (100.0)	7,846 (54.0)	1,429 (9.8)	3,828 (26.4)	3,131 (21.6)	658 (4.5)
2023	18,226 (100.0)	9,489 (52.1)	2,508 (13.8)	4,616 (25.3)	3,615 (19.8)	983 (5.4)

注) 外国人雇用者数は、各年 10 月末現在の届け出数である。
出所) 厚生労働省・熊本労働局(2015-2024)各年版より筆者作成。

表 3 技能実習に占める農業雇用者

単位：人、%

	実数				構成比			
	全体	農業	構成比		全体	農業	構成比	
			耕種	畜産			耕種	畜産
茨木	13,781	4,490	4,161	329	100.0	32.6	30.2	2.4
熊本	8,010	2,768	2,610	158	100.0	34.6	32.6	2.0
鹿児島	5,806	1,193	917	276	100.0	20.5	15.8	4.8
北海道	14,668	1,855	717	1,138	100.0	12.6	4.9	7.8
千葉	16,288	1,442	1,030	412	100.0	8.9	6.3	2.5
全国	350,026	25,077	20,250	4,827	100.0	7.2	5.8	1.4

出所) 外国人技能実習機構（2024）

出入国在留管理庁(2024)をみれば、2024 年 6 月末現在で、特定技能 5,097 人、そのうち農業分野 1,983 人であり（表 4）、前年末から半年間で短期間に倍増している。熊本県の、農業分野の特定技能外国人数は、茨城、北海道、長野に次ぐ全国 4 位である。特定技能外国人に占める農業分野の外国人比率は、熊本県が 38.9%と全国 2 位である。

² 熊本県の畑作では、経営体数が減少する一方で、離農した経営体からの農地借入が増加し、一経営体あたりの経営面積は拡大している（水野 2020）。

熊本の農業分野の特定技能外国人の国籍別構成は、降順に、ベトナム、フィリピン、インドネシア、カンボジアである（表5）。JA管内別にみれば、八代ではフィリピン・ベトナム・カンボジアが、玉名ではベトナムとインドネシアが多い。JA阿蘇管内では、カンボジアが突出しているが、これは、4.で検討するJA阿蘇が技能実習生の一般監理団体、特定技能の登録支援機関となつて、カンボジア人を受け入れていることが関係している。

表4 農業分野の特定技能の地域別雇用数（2024年6月現在）

	実数（人）		構成比（％）	
	農業	全体	農業	全体
茨木	3,879	12,869	30.1	100.0
北海道	3,353	10,866	30.9	100.0
長野	2,267	5,429	41.8	100.0
熊本	1,983	5,097	38.9	100.0
千葉	1,587	15,183	10.5	100.0

出所) 出入国在留管理庁.(2024).

表5 熊本の農業分野の国籍別特定技能外国人（2024年6月現在）

	計	八代	玉名	阿蘇	熊本市	その他
ベトナム	595	262	129	33	71	100
フィリピン	454	330	32	29	1	62
インドネシア	374	71	150	16	39	98
カンボジア	359	140	29	111	48	31
中国	83	48	9	2	15	9
タイ	46	4	27	1	9	5
ミャンマー	41	4	5	7	0	25
その他	31	2	6	3	8	12
計	1,983	861	387	202	191	342

注1.八代はJAやつしろ管内の八代市と氷川町の合計である。玉名はJA玉名管内の、玉名市、荒尾市、長洲町、玉東町、南関町、和水町の合計である。阿蘇はJA阿蘇管内の阿蘇市、産山村、小国町、南阿蘇村、高森町、山都町、西原村の合計である。

2.中国には、香港、マカオを含む。

出所) 出入国在留管理庁.(2024).

3. 阿蘇・八代の耕種農業分野における外国人労働力の受け入れ

前節までで見てきたように、野菜作地域である熊本県では、施設野菜を中心に外国人労働力の受け入れが増えており、また、雇用労働力の活用が不可欠な経営規模の拡大が進んでいる。以下では、農業分野の外国人労働力の導入が進む阿蘇と八代の事例について検討する。

3.1 阿蘇と八代の農業の概要

県北東部に位置する阿蘇地方は、阿蘇外輪山に囲まれ海拔高度が400mを越し、平均気温が13℃前後の冷涼な山地型の気候で、冬の平均気温は氷点下となる。年間降水量は3,200mlに上り、水資源に富む。阿蘇は温暖な九州地方の中部に位置しながら、冷涼な山地型の気候を生かした高地野菜の栽培が盛んである。市町村別農業産出額（推計）によると、2022年の阿蘇地域の耕種農業の産出額は56.4億円で、そのうち野菜が29.2億円である（農林水産省2024c）。中でもトマトは野菜産出額の半分を占める。対象出荷期間で区分した冬春トマト（12～6月出荷）、夏秋トマト（7～11月出荷）の別では、阿蘇では夏秋トマトが生産されるのに対し、熊本市近郊や八代など熊本県内の平坦地では、温暖な気候を生かして冬春トマトが主に生産される。阿蘇のトマトは、多くが単棟ハウスでの施設栽培で、2月に圃場準備し、3月中旬に播種、5月初旬に定植、6月頃から11月頃まで出荷される夏秋トマトである。基本的には冬季の暖房機等の設備が必要でないこと、および冬季に厳寒となるために媒介虫が越冬せず病害虫被害が軽微であることなどから、経費の少ない作型で収益性も高い（森田2006）。

このように、阿蘇は、気候条件から高地野菜が盛んであるが、それゆえに農作業の季節変動も大きい。また、山間地に位置する阿蘇では、過疎化と高齢化が進み、農業従事者減少への対応が課題となり、農業雇用が増加してきた。とりわけ2016年の阿蘇地震による交通インフラの被害によって、雇用労働力の確保が困難になったことから、労働力不足が一層顕在化した（水野2022）。これが、外国人技能実習生の受け入れ拡大の契機となり、以降、阿蘇農業の雇用労働者に占める外国人の比率は高まっている。

一方、県南東部に位置する八代地方の平野部は広大な干拓地で、気候は温暖であり、米作、いぐさ栽培、施設園芸などが営まれている。八代海と九州山地との間にあり、東西に流域を持つ球磨川と氷川流域に形成された沖積及び干拓による広大な平坦地域と、九州山地に連なる起伏の激しい地形の中山間地域からなる。平坦地域では、いぐさ、米、トマトやいちご等の施設野菜、キャベツ、レタス、ばれいしょ等の露地野菜の大規模経営が行われ、八代市の野菜作生産額は全国3位（農林水産省2024d）、なかでも、トマトは全国1位である。八代の干拓地では基盤整備が進められ、水田で高収益作物が生産されるようになり、玉葱・いぐさから転換されたトマトの作付面積が増加した。また、暖房技術の発達による収穫期間の長期化がトマトの生産量増加をもたらした（長谷川2017）。冬春トマトの生産額は、10年で4倍に増えてい

る（農林水産省 2016）。

両地域は共に、トマトが主要作目であるが、山間地の阿蘇と平坦地の八代では、栽培期間が異なる。阿蘇が冷涼な気候を生かした夏秋トマトの産地であるのに対し、八代は温暖な気候を生かした冬春トマトの産地である。同じ熊本県内でトマトを主要作目としながらも、繁忙期がずれていることが、産地間連携を可能にしている。

3.2 阿蘇と熊本における外国人労働者の雇用拡大

表 6 は、『農林業センサス』から、阿蘇と八代の農業における経営体数、農業就業者数、雇用状況の推移を見たものである。2005 年時点では、阿蘇における延べ雇用人日は 8.7 万人日で、その 8 割以上を労働交換や手伝いを含む臨時雇いが占めていた。八代では、延べ雇用人日は 16.2 万人日で、その 5 割を労働交換や手伝いを含む臨時雇いが占めていた。2010 年時点では、阿蘇の延べ雇用人日は、13.1 万人日に大きく増加するなかで、常雇が延べ 7.7 万人日となり、臨時雇いの延べ 5.5 万人日を超えた。八代でも、延べ雇用人日が 36.7 万人日へと大きく増加するなかで、常雇が延べ 20.3 万人日となり、臨時雇いの延べ 16.4 万人日を超えた。すなわち、両地域とも、農家間での労働交換や臨時雇用が減少し、かわって常用雇用者が大幅に増加してきた。2015 年では、阿蘇で、常用雇用が延べ 9.4 万日に上ったのに対し、臨時雇いは 4.4 万人日に減少した。八代でも、常雇が延べ 31.0 万日に上ったのに対し、臨時雇いは 12.3 万人日に減少した。2020 年では、両地域とも、労働者を雇用する経営体数や、投下雇用労働力の延べ人日は減少しているものの、経営体、労働者の実人数、延べ人日、一経営体当たりの雇用人数のいずれにおいても、常雇の比重が高まっている。2020 年の阿蘇農業の常雇は 412 人、八代農業の常雇は 1,453 人に上る。以上のような、常雇の増加は、外国人労働力の導入を反映したものである。

熊本労働局（2024）によれば、阿蘇の外国人雇用者届け出数は、2014 年の 243 人から 2023 年には 960 人へと 2.5 倍に増加しており、このうち、技能実習生が 461 人（48.0%）、農業・林業が 297 人（30.9%）を占める。特定技能は 2019 年の創設以来増え続けており、2023 年に 144 人、うち農業従事が 83 人である（表 7a）。八代の外国人雇用者届け出数は、2014 年の 956 人から 2023 年の 3,124 人へ 3.27 倍に増加しており、このうち、技能実習生が 1,897 人（60.7%）、農業・林業が 2,302 人（73.7%）を占める（表 7b）。八代の特定技能は 2019 年の創設以来増え続けており、2023 年で 469 人、うち農業は 388 人で 82.7%を占める。外国人の農業・林業就業者数からみて、外国人は常雇のかかなりの部分を占めると推測される。

また、外国人は、20 代の若年層が中心であることから、農業雇用者に占める若年層比率を押し上げている。阿蘇と八代における農業経営体の常雇の年齢階層別構成を見れば（表 8）、20 歳代の若年層が最も多く、それぞれ、全体の 28.6%、49.0%を占める。また、高齢者の割合は、八代より阿蘇の方が大きく、60 歳以上の構成比は、八代 9.2%に対して、阿蘇は 17.7%である。

表 6 農業経営体の雇用状況（2005-2020 年）

a. 阿蘇

調査年		2005		2010	2015	2020
常雇い	経営体数	52		113	133	114
	実人数	102		377	456	412
	延べ人日	14,511		76,820	94,419	89,410
	人/経営体	2		3.3	3.4	3.6
	人日/経営体	142		680	710	784
	日/人	142		204	207	217
臨時雇い (手伝い等を含む)	経営体数	535	697	812	633	302
	実人数	2,269	3,143	3,635	3,070	1,261
		5,412				
	延べ人日	26,676	39,084	54,923	44,180	37,265
		65,760				
	人/経営体	3.3	5.5	4.5	4.8	4.2
	人日/経営体	50	56	68	70	123
	日/人	12		15	14	30
合計	経営体数	n.a		856	699	366
	実人数	5,514		4,012	3,526	1,673
	延べ人日	80,271		131,743	138,599	126,822

b. 八代

調査年		2005		2010	2015	2020
常雇	経営体数	158		323	428	343
	実人数	449		942	1,631	1,453
	延べ人日	81,588		203,298	309,581	337,475
	人/経営体	2.8		2.9	3.8	4.2
	人日/経営体	516.4		629	723	984
	日/人	181.7		216	190	232
臨時雇い (手伝い等を含む)	経営体数	390	552	1,331	1,103	539
	実人数	2,174	3,804	8,751	7,465	3,858
		5,978				
	延べ人日	16,691	63,614	164,096	122,765	87,966
		80,305				
	人/経営体	5.6	6.9	6.6	6.8	7.2
	人日/経営体	42.8	115.2	123	111	163
	日/人	13.4		19	17	23
合計	経営体数	n.a		1,438	1,274	758
	実人数	6,427		9,693	9,096	5,311
	延べ人日	161,893		367,394	432,346	425,441

注1. 2005 年の臨時雇いの左欄は、手間がえ・ゆい（労働交換）・手伝いを指す。2010 年以降は、これらは臨時雇いに含まれている。

2. 阿蘇は、農業センサスの阿蘇市、阿蘇郡の南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村の集計値。八代は、八代市の数値である。出所）表 1 に同じ。

表 7 阿蘇と八代における外国人雇用者数

a. 阿蘇

年	全産業計	農業・林業	技能実習生	特定技能	
					農業
2014	243	121	178	-	-
2015	251	121	167	-	-
2016	296	135	194	-	-
2017	358	177	245	-	-
2018	466	202	297	-	-
2019	615	267	412	5	5
2020	644	245	384	38	35
2021	710	256	379	59	54
2022	818	285	398	113	81
2023	960	297	461	144	83

b. 八代

年	全産業計	農業・林業	技能実習生	特定技能	
					農業
2014	956	720	851	-	-
2015	990	796	891	-	-
2016	1,216	994	1,097	-	-
2017	1,372	1,146	1,248	-	-
2018	1,901	1,510	1,731	-	-
2019	2,225	1,676	1,969	4	4
2020	2,284	1,706	1,985	53	53
2021	2,304	1,693	1,854	148	137
2022	2,501	1,822	1,897	298	272
2023	3,124	2,302	2,333	469	388

注) 1. 阿蘇は、熊本労働局阿蘇公共職業安定所の管轄である阿蘇市、阿蘇郡の南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村を指す。八代は、熊本労働局八代公共職業安定所の管轄である八代市、八代郡である。
2. 労働局管轄と JA 管内では地域区分が異なり、表 5 とは数値が相違する。

3. 各年 10 月末現在の届け出数である。

出所) 表 3 に同じ。

表 8 阿蘇・八代地域における常雇の年齢別構成

単位：人、%

年齢階層	阿蘇		八代	
	実数	構成比	実数	構成比
15 ～ 19 歳	5	1.2	28	1.9
20 ～ 29	125	30.3	712	49.0
30 ～ 39	88	21.4	360	24.8
40 ～ 49	78	18.9	130	8.9
50 ～ 59	43	10.4	76	5.2
60 ～ 69	43	10.4	94	6.5
70 歳以上	30	7.3	39	2.7
年齢不詳	0	0.0	14	1.0
計	412	100.0	1453	100.0

出所) 農林水産省(2021)、『2020 年農林業センサス確報第 1 巻都道府県別統計書(熊本県)』

過疎化と高齢化が深刻な阿蘇と八代は、農業雇用労働力を活用した経営規模拡大が顕著である。畑作の規模拡大について、『農林業センサス』から確認しておこう。

阿蘇の畑作(施設園芸を含む)は、2005 年から 2020 年にかけて、経営体数は 2,553 から 1,396 へ、経営耕地面積は 5,922ha から 3,641ha へと 39%縮小した(表 9a)。すなわちこの間、畑作の経営体が 5 割弱、耕地が 4 割弱も減少した。一方で、一経営体当たりの面積は、2005 年の 232a から 2020 年の 261a に増加している。また、畑を借入する経営体数は、483 から 388 へ 2 割程の減少に留まる。借入面積は 2015 年にかけて大幅に増加した後に、2020 年には減少している。畑を借入している経営体および借入耕地の比率は大きく延びて、2020 年では全体の 27.8%が耕地を借り入れており、経営耕地面積に占める借入耕地の比率は 36.1%に上る。

表 9 阿蘇・八代における畑、田畑の経営体数、耕地面積

a. 阿蘇

調査年		2005	2010	2015	2020
経営 耕地	経営体数	2,553	2,217	1,881	1,396
	面積 (ha)	5,922	5,438	4,891	3,641
	面積/経営体 (a)	232	245	270	261
借入 耕地	経営体数	483	465	431	388
	面積 (ha)	1,270	1,516	1,904	1,316
	面積/経営体 (a)	269	326	442	339
借入 率	経営体 (%)	18.9	21.0	23.8	27.8
	面積 (%)	21.4	28.1	38.9	36.1

b. 八代

調査年		2005	2010	2015	2020
経営 耕地	経営体数	4,383	4,355	3,972	3,096
	面積 (ha)	6,116	6,079	6,046	6,193
	面積/経営体 (a)	140	140	152	200
借入 耕地	経営体数	1,546	1,510	1,429	1,230
	面積 (ha)	1,067	1,317	1,462	1,868
	面積/経営体 (a)	69	87	102	152
借入 率	経営体 (%)	35.3	34.7	36.0	39.7
	面積 (%)	17.4	21.7	24.2	30.2

注) 1. 阿蘇は、出所資料の阿蘇市、産山村、高森町、南阿蘇村、小国町、南小国町を集計した。

2. 阿蘇市は、2005 年に、阿蘇郡一の宮町・同阿蘇町・同波野村が合併したため、2005 年のデータはそれらを合算している。

3. 八代は、出所資料の田と畑の数値の合算。八代では水田を整備しトマトを生産している。

2. 2005 年に八代市は、旧八代市、坂本村、千丁町、鏡町、東陽村、泉村が合併して、新八代市となった。そのため、2005 年のデータには、旧八代市にそれらの市町村のデータを加えている。

出所) 農林水産省『農林業センサス』(各年版)より筆者作成。

一方、八代の田畑作(施設園芸を含む)は、2005 年から 2020 年にかけて、経営体数は 4,383 から 3,096 へ減少

し、経営耕地面積は6,116haから6,193haに推移した（表10b）。すなわちこの間、田畑作の経営体が3割減少し、一経営体当たりの面積は、2005年の142aから2020年の200aに増加している。また、田畑を借入する経営体数は、1,546から1,230へ2割程減少するなか、借入面積は1,067haから1,868haへ大幅に増加し、1経営体当たりの借り入れ面積も、2005年の69aから、2000年には152aへと増えた。2020年では全体の39.7%が耕地を借り入れており、経営耕地面積に占める借入耕地の比率は30.2%に上る。

阿蘇地域は、畑作農家の離農が熊本県の中でも著しいが、耕地借り入れによる規模拡大も進む。対して、八代地域は、畑作農家の離農は阿蘇に比較すると少なく、耕地借り入れによる大規模化が顕著である。阿蘇と八代では、程度差があるが、高齢化を背景とした、農地の流動化と規模拡大が進んできた。今後も、高齢化が進む中で、引き続き労働力の確保が課題となるが、特に、繁忙期の雇用需要増大への対応がポイントである。農繁期には、収穫の一連の作業量が増大する。特に青果物の選果、梱包、出荷の作業は、スピードが求められるため、短期間に作業量が集中する。そのため、共同選果場の利用は、生産者の労働力軽減を可能にし、農業経営面で大きな効果をもたらす。青果物を収穫した後、商品として販売するために、調製、選別して荷造り作業を行うが、こうした作業を、選果機を備えた共同選果場で行うことにより、生産者の作業負担が大幅に軽減される（尾高2018）。とりわけ、生産者の高齢化が進む中で、共同選果場の果たす役割は大きい。

4. JA阿蘇とJAやつしろの特定技能外国人の受入れと産地間連携

前節での政府統計による農業雇用と農業構造の分析を踏まえた上で、JA阿蘇とJAやつしろへのヒアリングから、両農協の選果場での特定技能外国人の雇用と、産地間連携の内実を見ることがしたい。

4.1. 背景：選果場の人手不足

選果場は、農業生産と同じく、労働力需要の季節的変動がある。JA阿蘇、JAやつしろともに、農繁期の選果場の人手不足は、次第に深刻化していた。JA阿蘇では、繁忙期にJA職員が通常業務の後、夜中まで作業に就くのが常態化していた（『日本経済新聞』2020年4月16日）。また、八代では、選果場での日本人確保が地域の最大の問題になっていた（堀口2019）。

ただし、選果場への外国人受入れ原因となった作業員

不足の背景は、阿蘇と八代では若干異なる。

一つは、農業従事者の高齢化の相違である。地域別の高齢化の状況を、農家世帯員構成と基幹的農業従事者の65歳以上の割合からみれば（表10）、世帯構成員は、八代38.7%、阿蘇45.3%、基幹的農業従事者は、八代46.8%、阿蘇61.4%である。阿蘇は、八代に比較して、高齢化が進んでいることがわかる。

表10 農家世帯員と基幹的農業従事者の65歳以上比率（阿蘇・八代）

単位：人（%）

	農家世帯員		基幹的農業従事者	
	総数	65歳以上	総数	65歳以上
阿蘇	9,056	4,099	3,931	2,415
	(100.0)	(45.3)	(100.0)	(61.4)
八代	10,291	3,978	5,162	2,416
	(100.0)	(38.7)	(100.0)	(46.8)

注）農家世帯員は個人経営体。

出所）表1に同じ。

表11 トマトの収穫高比較（阿蘇と八代）

単位：トン

年次	阿蘇地域	八代地域	
	夏秋トマト	夏秋トマト	冬春トマト
2013(25)	7,134	6,633	50,670
2014(26)	8,181	6,144	53,180
2015(27)	7,583	5,910	54,390
2016(28)	7,125	6,700	57,140
2017(29)	7,404	5,081	55,930
2013-17 平均	7,485	6,094	54,262
2018(30)	6,569	4,646	65,220
2019(元)	6,926	5,697	64,520
2020(2)	6,992	5,518	66,720
2021(3)	7,027	4,545	65,980
2022(4)	7,192	4,544	63,700
2018-22 平均	6,941	4,990	65,228

出所：『主要野菜生産状況調査結果』各年版、及び農林水産省『作物統計調査 作況調査（野菜） 確報 平成27年産野菜生産出荷統計』より作成。

次に、両地域の収穫量の増減の相違である。3. でみたように、阿蘇は、高齢化を背景に、2005年から2020年にかけて畑作の経営体が5割弱、耕地が4割弱も減少した。一方、八代は、農業経営体は3割減少したが、耕作面積は若干増加している。加えて、イグサからの転作、暖房設備の導入で栽培・収穫期間が延びることで、収穫量が増加した。表11から2013年から10年間の、両地域のトマトの収穫高の変化を見れば、阿蘇の夏秋トマトは、前半期（2013～17年）の年平均7,485トンから、後半期（2018～2022年）の6,941トンへと500トン超減少している。一方、八代は、夏秋トマトと冬春トマトの両方が

生産されるが、その出荷量は、大きく異なる。冬春トマトは、前半期の 54,262 トンから、後半期の 65,228 トンへと約 1 万 1 千トン増加している。一方、6,094 トンから 4,990 トンへと減少している。すなわち、トマト選果場は周年稼働されるが、夏秋トマトの出荷量が減少傾向にある一方で、冬春トマトは大幅に増加している。労働力需要の季節変動が増幅とともに、冬春トマトの出荷最盛期に、作業員の不足が深刻化したことが推測される。

以上から見て、選果場の労働力不足とそれに対応した特定技能受け入れは、阿蘇では高齢化が、八代では収穫増が、主要因となっていると考えられる。

4.2. JA 阿蘇の選果場における特定技能の受入れ

選果場の繁忙期には、2022 年頃まで深夜残業が行なわれていた。労働力不足が最も深刻化した 2019 年頃には、深夜残業は 25 時に及んだが、高齢者は深夜残業を行わないため、先述したように、JA 職員が深夜残業の応援に回っていた。労働力不足に対応して、当初は、不足数を日本人の派遣で補っていたが、なかなか作業に慣れないことなどから派遣を減らし、外国人の特定技能に切り替えた。

JA 阿蘇は、熊本県内の農協では最も早く 2019 年末に特定技能の受入れを開始した。2021 年 9 月時点では、20 名の特定技能外国人が、水稻育苗センターでの栽培管理のほか、選果場の作業に従事していた。21 年時点では、比較的作業が少ない時期(5 月-6 月および 11 月-翌 2 月)に、そのうち 8 名を JA 熊本に派遣していた(水野 2020)。2024 年 10 月現在、JA 阿蘇は、中部野菜選果場と一の宮選果場の 2 か所で 40 人の特定技能を雇用している⁹。特定技能は、全員がカンボジア人で、雇用経路は、他で実習を終了した者が 6~7 割、試験合格者は 3~4 割である。

JA 阿蘇では、特定技能受け入れのための宿舍整備を進めている。2024 年 5 月、中部選果場の近くにおよそ 1 億円をかけた宿泊施設が竣工した(JA 阿蘇(2024)。「JA あそだより」Vol.134(2024 年 8 月号))。この宿舎には、JA 阿蘇の特定技能 40 名を収容する。宿舍整備は、農村地域では宿舍借上げや通勤が容易ではないという事情があるが、それに加えて、外国人人材の確保が年々難しくなっているという背景事情がある。

特定技能の基本時給は 920 円。月換算 15 万円程度、これに、残業手当がつき、年数加算(月 3,000 円/年)される。特定技能の勤務体制は週休 2 日で、繁忙期には休日出勤手当を支給される。交代勤務により、常時一定数が

作業に従事し、繁忙期に選果場をフル稼働させている。

両選果場で必要な人数はおおよそ 70 名である。以前は、日本人を雇用していたが、特定技能外国人の導入後、日本人の雇用者数は、減少している。2022 年までは、日本人約 50 名、特定技能 20 名であったが、2023 年に特定技能を 40 名に増やし、日本人は 30 名となった。

中部野菜選果場では、トマトを 6 月から 11 月頭にかけて、イチゴを 10 月から 5 月にかけて選果する、周年の作業体制が組まれている。イチゴの選果は、一般に個別農家で行われていることが多く、共同選果場もイチゴ専用が多い。阿蘇の中部野菜選果場は、トマトとイチゴを扱っており、周年の作業体制を組み、一部機械化することで作業効率を上げ、全国でも珍しく全数受入を行っている(窪田 2023)。この背景には、同 JA の中部営農センターが周年の作業体制を築き、必要な人員をそろえていることがある。これは、特定技能外国人の雇用により可能となっている。一の宮選果場では、アスパラガスを 2 月から 10 月にかけて選果する。アスパラガスの出荷最盛期は、春芽が 3 月から 4 月、夏芽が 7 月から 8 月である。

特定技能 40 名は、中部野菜選果場で、イチゴと、トマトの選果作業に周年従事するほか、アスパラガスのピークである 3 月から 4 月と 7 月から 8 月には一の宮選果場でも作業に就く。この期間中は、同日中に、一の宮の選果場でアスパラガスの選果を終えた特定技能が、中部野菜選果場へ移動してトマトの選果を行うなどで、両選果場の作業量急増を凌いでいる。

特定技能の受け入れにより、繁忙期の深夜残業は無くなり、日々の労働時間は比較的に平準化している。しかし、トマトとアスパラガスの最盛期が重なる 7 月から 9 月は、一日平均 1~2 時間の残業を行う。さらに、4.4 で検討するように、2022 年より 7 月から 9 月の 3 か月間、JA やつしろから特定技能 9 名の派遣を受け入れて、労働力不足を補っている。

4.3 JA やつしろの選果場における特定技能の受入れ

次に、JA やつしろのトマト選果場における特定技能外国人の受入れについて検討する。2000 年頃の JA やつしろのトマト選果場の作業員不足は深刻化していた。堀口(2020)は、その状況を克明に伝えている。

八代に 2020 年 1 月に調査に行きわかったことですが、そこでの最大の問題は、農家は人を確保できているのに、トマトがどんどん出荷されるものの選果場に人がいないことでした。農

⁹ 2021 年頃の派遣は、JA 阿蘇が作業を請負う形で、繁忙期の JA 熊本の選果場に特定技能を派遣していた。JA 阿蘇からの派遣は 2024 年 10 月時点では、行なわれていない。選果場の周年の雇用体制を構築したため、派遣の余裕がなくなったことが要因と推測される。

協の別の部の職員を臨時で回しているが、何とかならないかというくらいに日本人の臨時雇用への応募者がいなかった ……

農業技能実習生は選果場の仕事は認められていないので、パッキングして出荷のところまで持っていくだけである。人手の足りない選果場からは、これからは出荷量を落としてくれと要請されるぐらいに人手不足になっている。(堀口2020)。

選果場の労働力不足への対応として、JAやつしろは、2020年12月に9名、2022年には2期生7名の計16名のカンボジア人特定技能外国人を採用した。2024年10月の調査時点で特定技能外国人は13名である。本来16名体制であるが、阿蘇と異なり八代にはJAが所有する宿舍がなく、直接雇用を今以上に増やす予定はない。全員が女性で、2か所のトマト選果の作業に当たる。勤務体制は、土日休みだが、月2回土曜出勤。賃金は、最低賃金950円ほどで、初任給約15万/月に加え年数加算がある。

JAやつしろのトマト選果場は、全部で5か所、周年体制を組む。八代の年間トマト生産量は阿蘇の9倍と大きく、冬春トマトを主に生産する。夏秋トマトの生産量は、冬春トマトの20分の1程度であり、労働力需要の季節的変動が大きい。この労働力需要の変動を、次の4.4で検討するように、閑散期の阿蘇への派遣と、繁忙期の派遣労働者の受入れによって調整している。

なお、八代地域の5か所の選果場の中でも派遣労働者の受入れについては、都市部と農村部で地域差がある。八代地域北部の都市部では、他産業のパート等の就業機会が多く、選果場の求人募集に応じる人が少ないため、派遣の割合が高い。都市部に位置する中央トマト選果場は、JAやつしろ最大の選果場で、最繁忙期の作業人員は100人規模である。このうち派遣が半分程度、さらにその半分

を特定技能の外国人が占める。他方、南部の農村地帯は就業機会が限られ、求人募集に応じる人が比較的多いため派遣への依存度が低い⁴。また、特定技能が今後も増える理由としては、高齢化の他に、日本人は、冠婚葬祭等で急に休むことがあり、選果場の作業計画を立てにくい、外国人労働者は、そのようなことが少なく、作業計画を立てやすいことが挙げられた。

4.4. JA阿蘇とJAやつしろのトマト出荷最盛期の選果場における特定技能の派遣

JA阿蘇とJAやつしろは、2022年6月に「業務請負契約」を締結。JA阿蘇の選果場等におけるトマトの選果・出荷作業をJAやつしろが請け負い、雇用している特定技能外国人を同作業に従事させている。業務請負契約には、契約期間、実施方法、請負作業料の額及び支払方法等が規定されており、双方は当契約に基づきこれを履行する。派遣の実績は、2022年12名、2023年10名、2024年9名である。八代から派遣される特定技能外国人は、JA阿蘇の宿舍を利用する。派遣された特定技能外国人はカンボジア人で、JAやつしろでトマトの選果作業に従事し、作業に習熟していることから、阿蘇においても効率的に作業できる。また、JA阿蘇の特定技能外国人もカンボジア人であることから、作業員同士のコミュニケーションも円滑であると推測される。

JA阿蘇とJAやつしろの間の特定技能外国人の派遣には、阿蘇地域と平坦地八代の農繁期とそれに伴う出荷時期のずれが背景にある。阿蘇地域の夏秋トマトは7月以降が繁忙期となる。対する平坦地八代の冬春トマトは、6月頃までに出荷を終えた後は、7月以降は、10月の出荷開始の時期まで閑散期となる(図1)。両地域のJAは、八代の閑散期に、繁忙期の阿蘇に特定技能を派遣するこ

月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	生産量 (t) 2022 年
阿蘇 (中山間地)	夏秋トマト													7,192
	イチゴ													451
	アスパラガス													772
八代 (平坦地)	冬春トマト													63,700
	夏秋トマト													4,544

注) 淡色は、作業量が少ない期間を示す。

出所) 筆者の調査により作成。

図1 JA阿蘇とやつしろの業務請負に関わる野菜の出荷時期

⁴ JAやつしろのP氏へのインタビューに基づく。

とで、労働力需要の季節変動に対応している。当契約の締結により、夏場（7～9月）のトマトの選果作業における繁忙期（JA 阿蘇）の労働力確保と、農閑期（JA やつしろ）の作業量確保が可能となった。

一方、八代の冬春トマトの出荷最盛期は、JA やつしろの5か所のトマト選果場には、労働力需要が高まるため、派遣会社から派遣によって多数の作業員を補う。最繁期のトマト選果場における作業配置人員は、トータルで400名にのぼる。このうちの4割程度を派遣労働者が占め、派遣労働者の約半数は特定技能外国人である。この特定技能外国人は、八代の閑散期の夏には、北海道で農作業に従事する。すなわち、JA やつしろは、雇用する13名の特定技能のうち9名を農閑期にJA 阿蘇に派遣する一方で、農繁期に約80名の特定技能の派遣労働者を受入れて、労働力需要の季節変動に対応している。

4.5 特定技能の転職と地域格差

ところで、特定技能の制度上の特徴として、一定の条件を満たせば、同一分野の業種への移動が可能である。

『特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針』⁵では、「特定技能外国人」が「大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置を講じるよう努めるものとする」とされている。転職には多数の条件によって制約を設けている（劉2024）。しかし、既に実態として、JA阿蘇雇用の特定技能は毎年、毎年1～2名が主に関東周辺に程度が転出していく。JAやつしろでも16名の雇用体制のなか、これまでに4名が転出している。JA阿蘇とJAやつしろにおける特定技能雇用に関わる今後の課題は、転出等への対応であろう。

移動の一つの動機は、賃金水準格差である。外国人の雇用は各都道府県で異なる最低賃金が基本となるが、熊本県の最低賃金を基本とする賃金水準は、関東周辺と比較すれば低い。

そこで、農業分野の特定技能受入数の多い都道府県と送出国の賃金水準から、就労先選択の傾向を分析する。表11は、特定技能の受入れ数の多い道県について、送出国別の特定技能数とそれぞれの賃金水準を示したものである。特定技能の出身国は、1人当たりGDPの低い国から昇順に並べている。ミャンマーが最も低く、中国が最も高い。道県別データは、最低賃金の低い地域から昇順に右から並べており、熊本県が952円で最も低く、千葉

県が1,076円で最も高い。この表から分かることは、最低賃金の低い熊本県は、1人当たりGDPの低い国からの受入れが多く、反対に、最低賃金の高い、千葉県は、1人当たりGDPの高い国からの受入れが多いことである⁶。熊本県は、カンボジア13.7%、フィリピン16.0%が多く、いずれも、送り出し国の中で、1人当たりGDPが下位にある。他方、千葉県は、タイ14.7%、中国16.1%が高く、いずれも1人当たりGDPが比較的上位にある。

表12 全国の農業分野の国籍別特定技能数（2024年6月）

道県名 最低賃金（円）	熊本 952	長野 998	茨城 1,005	北海道 1,010	千葉 1,076	全国 -
実数（人）						
ミャンマー	41	25	42	129	54	812
カンボジア	359	130	305	204	52	2,625
フィリピン	454	158	95	204	82	2,845
ベトナム	595	630	823	920	500	8,504
インドネシア	374	1,048	1,685	1,433	309	8,514
タイ	46	77	128	38	146	991
中国	83	148	526	276	364	2,254
その他	31	51	275	149	80	1,241
計	1,983	2,267	3,879	3,353	1,587	27,786
構成比（%）						
ミャンマー	5.0	3.1	5.2	15.9	6.7	100.0
カンボジア	13.7	5.0	11.6	7.8	2.0	100.0
フィリピン	16.0	5.6	3.3	7.2	2.9	100.0
ベトナム	7.0	7.4	9.7	10.8	5.9	100.0
インドネシア	4.4	12.3	19.8	16.8	3.6	100.0
タイ	4.6	7.8	12.9	3.8	14.7	100.0
中国	3.7	6.6	23.3	12.2	16.1	100.0
その他	2.5	4.1	22.2	12.0	6.4	100.0
計	7.1	8.2	14.0	12.1	5.7	100.0

注）各国の一人当たりGDP（米ドル名目値2023年）は、昇順にミャンマー1,187.6、カンボジア1,875.1、フィリピン3,725.6、ベトナム4,346.8、インドネシア4,940.5、タイ7,171.8、中国12,614.1、日本33,834.4。
出所）出入国在留管理庁。（2024）。一人当たりGDPは世界銀行。

これらから、最低賃金の低い県が、1人当たりGDPの低い送出国から、より多くの特定技能を受け入れる傾向にあることが分かる。しかし、特定技能は制度上、一定の条件を満たせば、転職が可能である。さらに、移民は、独自のコミュニティとネットワークを有しており、その待遇条件に関する情報を得ている。好条件の情報に接した特定技能は、条件が許せば移動を検討する可能性が高

⁵ 脚注1に同じ。

⁶ ただし、一人当たりGDPで最低のミャンマーは例外的にこの傾向に該当しない。ミャンマーは、タイやマレーシアなど近隣国への出稼ぎが多く、日本の特定技能で就労するのは、国内で比較的高所得水準が高い層であることによると推測される。

い。

転出により、特定技能に欠員が発生すれば、受け入れ側の作業スケジュールに影響を与える。安定的に特定技能を確保していくためには、採用者の定着率を向上させる必要がある。そのためには、勤続年数や、職務遂行能力の向上に伴った昇給、生活環境の整備に努めることなどが求められよう。JA 阿蘇や JA やつしろの昇給制度、JA 阿蘇の宿舍整備はその一歩であり、今後は、その他の待遇条件の向上に向けた検討が必要になるだろう。

また、日本自体が選ばれる国ではなくなっていることにも留意する必要がある。東南アジア諸国の一人当たり GDP 水準は年々向上してきており、送出力低下の傾向がある。IMF(2020.Chap.4)によれば、途上国から先進諸国への人口移動は、送出国の1人当たり所得が7,000ドルを超えると減少に転じる傾向がある。表12では、ミャンマーからインドネシアまでの5か国がその水準にあるが、今後は、これら諸国の水準は上昇していく可能性が高い。対する日本の賃金水準は、2024年秋時点では、円安も加わりドルベースでは低下している。賃金水準の低い地方の求人から、応募者の減少が予想される。筆者らの調査では、既にベトナムでは、熊本県の事業主の求人への応募者が減少しているという。

加えて、東アジアでは人材獲得競争が発生しており、少子化に直面する韓国等とは競合関係にある。2023年の韓国の合計特殊出生率は0.72（日本1.20）であり、労働力枯渇への危機感が増す中、外国人材確保で日本に先行している（深川・水野2022）。韓国も日本と同じく外国人の賃金水準は、最低賃金が基本となる。2024年の韓国の最低賃金（全国一律）は時給9,860ウォン（約1,085円）であり、2025年は、時給10,030ウォン（約1,160円）への引き上げが決定済である。この水準は、熊本の952円より約200円高く、東京の1,163円に匹敵する。送出国の人々は既に、日本より賃金水準の高い韓国を選択し始めており、賃金水準の低い地方農業は、国内外の人材獲得競争で劣勢にある。地方農業では既に、特定技能外国人の転出もみられ、労働力不足が長期化する可能性が高い。

5. おわりに

本稿では、農業における特定技能の作業範囲の拡大と派遣による労働力需要の季節変動への対応について、JA阿蘇及びJAやつしろの選果場の事例を見てきた。両地域では、農業従事者の高齢化を背景に、農業経営体数が減少するなかで農地の流動化が進み、借入農地と外国人の雇用により、農業経営の規模拡大が進展してきた。八代では、これに基盤整備や暖房設備の改善も加わり短期

間にトマトの生産量が増加した。経営規模の拡大により農繁期の収穫後の調整・選別などの作業への労働力需要が高まるが、共同選果場は生産者の労働力負担軽減を通じて農業経営の効率化に寄与してきた。しかし、選果場では、高齢者の離職や作業量の増加により、人員不足が深刻となった。技能実習生が選果場での就労には制度上の制限があったが、特定技能制度では作業範囲が拡大し、選果場での就業が可能となった。特定技能の受入れにより、選果場の人手不足は改善された。

また、特定技能制度は、季節変動の大きい農業と漁業に限り派遣労働が可能となっている。JA阿蘇の選果場では、特定技能外国人の直接雇用に加え、農繁期の異なる平坦地のJAやつしろの特定技能外国人を受入れ、季節間の作業量の平準化を図っている。JAやつしろは、特定技能を直接雇用しつつ、農閑期のJA阿蘇派遣と、農閑期に派遣会社からの特定技能外国人および日本人の派遣員の受入れで対応している。農繁期の異なるJA阿蘇とJAやつしろとの業務請負や、JAやつしろにおける特定技能外国人の派遣受入れなどの取り組みは、産地間の労働力移動により作業量の平準化を進めるものである。

高齢化の進行に伴い、今後も、離職する日本人作業員は増加する可能性があり、特定技能外国人による作業代替は不可避である。しかしながら、東南アジア諸国の経済発展などを背景に、送出国での人材確保は難しくなりつつある。送出国では応募者の減少と年齢層の上昇により、若年層を求める受け入れ農家側とのミスマッチが生じている。受け入れ制度整備で日本に先行する韓国を、移動先に選択する送出国人材も増えている（深川、水野2022）。来日後における、特定技能外国人の、首都圏への移動も顕在化しつつある。これらは、地方農業に、構造的な人材不足をもたらす。そのため、限られた労働力で繁忙期を乗り切るために、特定技能の産地間連携の取り組みは、今後も多様な形で展開していくと思われる。

本稿は、熊本県の特定地域の分析ではあるが、限られた特定技能の人員で地域農業を維持していくには、農繁期の異なる産地間の連携が有効であることを示した。その点で、特定技能外国人の作業範囲と派遣形態に着目して、現状を分析・考察するという目的を一定程度、達成できたと考える。ただし、本稿は、事業主の分析に留まり、特定技能の外国人労働者に対する調査は行うことはできなかった。今後は、農業分野の特定技能の受入れ拡大について、より広範囲の調査を進めるとともに、特定技能の外国人労働者を対象とした研究を進めることが必要となる。これらの点については、今後の研究課題としたい。

引用・参考文献

- 荒井聡 (2001) 「需給緩和下のトマト作における作業外部化による産地の再編強化—岐阜県海津地区での機械選果機導入の事例を中心に—」『岐阜大学農学部研究報告』66:31-42.
- 安藤光義 (2017). 「技能実習生導入による農業構造の変化—国内最大規模の技能実習生が働く茨城県八千代町の動き—」著: 堀口健治, 『日本の労働市場開放の現状と課題: 農業における外国人技能実習生の重み』(ページ: 63-79). 筑波書房.
- 尾高恵美 (2018). 「農協における青果物共同選果場の再編に向けた合意形成」農林中金総合研究所『農林金融』(12)2-26.
- 外国人技能実習機構. (2024). 「令和5年度業務統計都道府県別職種別 技能実習計画認定件数」(調査年月2024年3月). 参照日: 2024年10月24日, 参照先: https://www.otit.go.jp/gyoumutoukei_r5/
- 九州農政局 (2023) 「県内他産地との業務請負契約により、繁忙期の労働力と農閑期の作業量を確保」
<https://www.maff.go.jp/kyusyu/seiryuu/attach/pdf/kakuho-17.pdf>
- 熊本県. (2024). 『くまもとの農林水産業2024』参照日: 2024年9月26日, 参照先: <https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/252827.pdf>
- 熊本県. (2024). 『熊本県主要野菜生産状況調査結果』参照日: 2024年9月25日, 参照先: <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/76/166892.html>
- 窪田新之助 (2023) 2024年度に市販化予定のJA阿蘇「いちごの選果ロボット」はどこまでできたか, SMART AGRI
<https://smartagri-jp.com/smartagri/6045>
- 軍司聖詞. (2017). 「タイプ別地域別にみた外国人技能実習生の受け入れと農業の結合」. 著: 堀口健治, 『日本の労働市場開放の現状と課題: 農業における外国人技能実習生の重み』(ページ: 31-62). 筑波書房.
- 軍司聖詞, 堀口健治 (2022). 「農業分野における外国人労働力導入の現況と研究視座」日本地域政策学会『政策課題研究』(28):82-89.
- 厚生労働省. (2024). 『外国人雇用状況の届け出状況』.(前年10月の状況を翌年1月に公表)。参照日: 2024年9月24日. 参照先: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37084.html
- 厚生労働省. (2024). 「技能実習制度移行対象職種・作業一覧 (90職種166作業) 令和6年8月1日時点」. 参照日: 2024年9月21日, 参照先: <https://www.mhlw.go.jp/content/001165663.pdf>
- 厚生労働省. (2024). 「地域別最低賃金の全国一覧」参照日: 2024年10月4日, 参照先: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumchiran/index.html
- 厚生労働省, 熊本労働局. (2015-2024). 「外国人雇用状況」の届出状況集計結果」参照日: 2024年9月28日 参照先: <https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/content/contents/001715703.pdf>
- 澤田守. (2023). 「農業労働力の変化と雇用労働, 経営継承の動向」. 編著: 堀口 健治, 澤田 守, 『増加する雇用労働と日本農業の構造』(ページ: 27-47). 筑波書房.
- 出入国在留管理庁. (2024). 「特定技能在留外国人数の公表等」, 参照日: 2024年10月24日, 参照先: https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri07_00215.html
- 仙田徹志. (2008). 「野菜作における季節雇用型経営のマネジメ—ト」. 『雇用と農業経営 (日本農業経営年報) 』(6), 100-116.
- 総務省. (2013). 「日本標準産業分類」参照日: 2024年10月3日, 参照先: https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm
- 永田雅靖. (2021). 「収穫後の青果物における品質変化ならびにその制御に関する生化学的・分子生物学的研究」『日本食品保蔵学会誌』47(1): 47-50.
- 農林水産省. (2007). 『2005年農林業センサス報告書』. 参照日: 2024年9月25日, 参照先: <https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2015/top.html>
- 農林水産省. (2012). 「2010年世界農林業センサス報告書」. 参照日: 2024年9月25日, 参照先: <https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2010/houkokusyo.html>
- 農林水産省. (2016). 「日本一のトマト産地へ 湛水被害を克服した低平干拓地の発展」参照日: 2024年10月18日, 参照先: <https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/totikai/attach/pdf/process-203.pdf>
- 農林水産省. (2017). 『2015年農林業センサス報告書』. 参照日: 2024年9月25日, 参照先: <https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2015/top.html>
- 農林水産省. (2021). 『2020年農林業センサス確報第1巻都道府県別統計書 (熊本県) 』参照日: 2024年9月25日, 参照先: <https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2020/030628.html>
- 農林水産省. (2022a). 『2020年農林業センサス報告書』. 参照日: 2024年9月25日, 参照先: <https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2020/030628.html>
- 農林水産省. (2022b). 「労働力確保の取組事例 JA阿蘇, JAやつしろ」参照日: 2024年9月25日, 参照先: <https://www.maff.go.jp/kyusyu/seiryuu/attach/pdf/kakuho-17.pdf>
- 農林水産省. (2023a). 「新たな外国人材受入れ制度に関するQ&A (農業)」参照日: 2024年9月25日, 参照先: <https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/attach/pdf/new-34.pdf>
- 農林水産省. (2023b). 「令和4年野菜生産出荷統計」. 参照日: 2024年9月25日, 参照先: https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_yasai/

- 農林水産省. (2024a). 『令和5年度 食料・農業・農村白書』. 農林水産省. 参照日: 2024年9月25日, 参照先: https://www.maff.go.jp/wp/paper/w_maff/r5/index.html
- 農林水産省. (2024b). 『令和6年農業構造動態調査結果』2024年(同調査は毎年2月現在の調査結果が6月に公表される)。参照日: 2024年9月25日, 参照先: <https://www.maff.go.jp/tokei/kouhyou/noukou/>
- 農林水産省. (2024c). 「令和4年市町村別農業産出額(推計)」参照日: 2024年9月25日, 参照先: https://www.maff.go.jp/tokei/kekka_gaiyou/nousan/r4/
- 農林水産省. (2024d). 「令和4年生産農業所得統計」. 参照日: 2024年9月25日, 参照先: https://www.maff.go.jp/tokei/kouhyou/nougyou_sansyutu/
- 農林水産省. (2024e). 「園芸用施設の設置等の状況(令和4年)」参照日: 2024年9月25日, 参照先: https://www.maff.go.jp/seisan/ryutu/engei/sisetsu/haipura/setti_4.html
- 長谷美貴広, 副島恒治. (2003). 「大規模畑作地帯における外国人労働者問題—茨城県鹿島郡坦村における雇用型経営の現状」. 『農—英知と進歩』(No.271.).
- 深川博史, 水野敦子. (2022). 『日韓における外国人労働者の受入れ—制度改革と農業分野の対応—』(ページ: 1-293). 筑波書房. : 九州大学出版会.
- 法務省出入国在留管理庁. (2024). 『特定技能在留外国人数の公表等』. 参照日: 2024年9月25日, 参照先: https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri07_00215.html
- 法務省 (2024) 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の一部変更について」 参照日: 2024年10月31日、参照先: <https://www.moj.go.jp/isa/content/001416434.pdf>
- 法務省統計. (2024) 「職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数(2023年末時点) (農業関係は2職種6作業)」. 参照日: 2024年9月25日, 参照先: <https://www.moj.go.jp/isa/content/001411879.pdf>
- 堀口健治. (2017). 「農業に見る技能実習生の役割とその拡大—熟練を獲得しながら経営の質的拡充に貢献する外国人労働力」. 編著: 堀口健治, 『日本の労働市場開放の現状と課題: 農業における外国人技能実習生の重み』(ページ: 14-30). 筑波書房.
- 堀口健治. (2020). 「ヒラから幹部にまで広がる農業従事者の外国人労働力」 日本農業研究所講演会記録 / 日本農業研究所 編 (8):1-39.
- 水野敦子. (2022). 「日本の農業分野における外国人労働者の受入れ—熊本県阿蘇の事例を中心に」. 著: 深川博史, 水野敦子. (2022), 『日韓における外国人労働者の受入れ—制度改革と農業分野の対応—』(ページ: 253-281). 筑波書房. : 九州大学出版会.
- 水野敦子. (2024). 「マレーシアにおけるミャンマー人労働者: 正規と非正規を跨ぐ移民システム」 東南アジア学会九州地区例会 (2024年9月28日) .九州大学.
- 森田敏雅. (2006). 「トマト産地における生産の動向と技術開発へのニーズ」. 『野菜茶業研究集報』(3), 85-90.
- 劉 洋. (2024). 「特定技能1号の外国人政策はなぜ転職に制約を設けるのか: 研究から示されたエビデンス」, 独立行政法人経済産業研究所, 参照日: 2024年10月29日, 参照先: https://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01_0758.html#note4
- International Monetary Fund. (2020) *World Economic Outlook, April 2020: The Great Lockdown*, Washington, DC.
- LIU, Yang ; KONDO, Keisuke (2023) Immigrant–native Differentials in Commuting and Residential Preferences in Japan, *RIETI Discussion Paper Series* 23-E-057
- World Bank . (2024). GDP per capita (current US\$), World Bank national accounts data, and OECD National Accounts data files. 参照日: 2024年10月26日, 参照先: <https://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.PCAP.CD>
- 【付記】本研究は、日本学術振興会・科学研究費補助金(22K12517) 及び (23K28313) の助成を受けたものです。